令和５年度 第１回南丹市文化センター運営審議会 会議録

日時　令和 ５年１１月１０日(金)
　　午後２時００分から
場所　アスエルそのべ 大研修室

・文化センター運営審議会委員
谷口和隆会長、前田義明副会長、國府英雄委員、今井　守委員、野中　好委員、
村上不二子委員、栃下辰夫委員、片山幹雄委員、宅間治郎委員、榎原克幸委員、
平野清久委員、西田文英委員
（欠席委員：城戸貴子委員、清水　悠委員、榎本泰文委員、湯浅美紀委員、
柴田裕子委員）
・事務局
前原正明市民部長、浅田妙子人権政策課長、大塚道昭課長補佐、寺田成樹主任
中野好三南部コミュニティセンター館長、國府秀雄八木東部文化センター館長

１　開　会

２　あいさつ［谷口会長］
　今年度第１回目の文化センター運営審議会となった。本日は提言から２年を経過するなかで現在の進捗状況などについての報告がある。よろしくお願いしたい。

３　報告・協議
(1)「提言（令和３年度文化センター運営審議会）」に基づいた進捗状況について

①「隣保館運営の新たな方向性」の具体化に関して　【資料①により事務局が説明】

「６つの方向性」について
　隣保館がその社会的位置付けとして「社会福祉法を根拠として人権課題を含むさまざまな地域課題の解決に向けた拠点としてのコミュニティセンター」としていることを踏まえ、１２年前の提言の「８つの柱」を引き継ぎつつ、新たな方向性を加え時代にマッチしたものとしたもの。

「地域ビジョン」について
　本提言を策定する際に、各大型隣保館の所在地域ごとの将来像として提示されたもの。

方向性①　大型隣保館と小型隣保館とをつなぐ新たなシステムづくり
　地域の将来ビジョンの具体化を図るために、小型隣保館の利用者の調整及び再構築と、整備案は作成の段階にある。新たなシステムづくりについては、現状その案を作成しているところである。

方向性②　大型隣保館の利用の拡大に向けた関連規定の整備
　隣保館は多くの方に集まっていただくコミュニティセンターとしての位置付けを行う必要がある。

さまざまな法規定や社会福祉法上の隣保館の位置付けや市の規則等を踏まえ、具体内容は検討段階であり、現在拠点となる館長と調整中。特に、利用金設定の可否論議や利用規定の見直しということを掲げており、貸し館事業の検討が必要になってくるので、料金の設定の可否等について、館長会議において先日先進地視察を行ったところである。

※方向性②に沿った検証＝丹波市への視察（１１/６実施）資料 2-2
・丹波市合併時（平成１６年）に条例を制定され、隣保館の貸し館（空いた部屋の貸出）を実施されている。
・３館を対象に、比較的安価な金額で利用料金を設定をされている。利用料の免除については、免除基準に合致している活動であれば、地域の内外を問わず免除している。
・地域内外に関わらず、それを超えた受け入れをされており、地域社会に開かれた交流拠点として免除基準や利用規定を設けている。
・今後も近隣市町の事例を参考としながら検討を重ねていきたい。

方向性③　人権資料館としての位置付けに向けた工夫
各隣保館において、編成保管された史資料の整理及び人権課題の解決に向けた歴史資料の作成につなげようとするもので、現在前例に学び各館共有しながら進めている。

方向性④　地域課題の解決に向けた他機関との結び目として
「地域ビジョン」を意識しつつ、具体的なイメージ作成。どの機関と連携していくか、地域との結び目としての隣保館のあり方について現在、検討している。

方向性⑤　地域課題解決に要する地域改善施設の見極めと活動地区の再構築
地域改善施設の進捗状況と具体化について連動させながら進捗を図っている。ハード面とソフト面と両輪で進めていく。

方向性⑥　各地域が持つ「地域ビジョン」の共有

○方向性⑤の進捗と並行して進めていく。特に館長会議での意見交換のなかで、各「地域ビジョン」の共有とそれぞれの「地域ビジョン」のブラッシュアップ（磨き上げ）を進めていく。

（質疑応答）

・丹波市への視察では何に重きをおいて見たのか。
⇒利用料金の設定において、地域内外の優先順位等の設定条件や営利目的の利用についてなど確認に重きをおいて視察してきた。

・貸し館について住民から要望があったので、視察研修を行ったということか。
⇒方向性②に基づき、利用規定の整備についてあくまで参考として行った。

・当市には使用可能な室数が限られている館もあるが。
⇒館の構造など状況に応じながら、利用拡大に向けて検討を進めていきたい。

・各館の利用について、例えば福祉制度について地域住民に対しての説明会を開催するなど情報発信

に利用するといったようなビジョンはないのか。
⇒方向性②のなかで貸し館をしながら交流の拠点として、また小型館と大型館との情報伝搬の格差の解消について大型館から情報発信し、方向性④のとおり大型館に以前のように他機関とのコーディネーター的な役割をもっていただき、併せて利用の拡大も図るべく、日々の利用状況を考慮しながら各館長とも検討しているところ。

・市としてどういうビジョンを持って進めていくのかを聞きたい。
⇒貸し館のみではいけないと考えている。利用していただくことによって、隣保館を地域の情報を提供できる場、交流の場としていきたい。地元との調整の中で館のどういう利用の仕方が良いのかを検証していきたい。
　大型館、小型館いずれも地域の公民館的な役割も担っていただいており、現状使用料を徴取していないというところを鑑みて、当然ながら免除規定も含め検討したいと考えている。

・隣保館は部落問題の解消のために設置されたものである。地域住民に「ここは使えません」となるのではいけない。現状で他から利用要望があるのか知りたい。
⇒近隣の方からの利用も含めて、まずは地域の利用を優先したうえで空き部屋を利用していただくよう進める。館の本来の目的・趣旨は失わないというところは抑えておきたい。貸し館についての要望の有無は今後確認をしたい。

・隣保館のあり方に関して、どのような考え方でこの方向性となったのか。
⇒地域の実態に合わせ、また本来の趣旨を踏まえ今後隣保館を交流の拠点として繋げていくにあたり、地域の実態を掴んでいるそれぞれの館と情報・資料などを共有し、当課としてどの様な政策が必要かを検討しながら進めることを方向性として提示している。

・地域の実態の集約だけでなく、館長にも人権政策課のビジョンを共有する必要がある。館の状況をどう踏まえていたのかが問われる。
⇒人権政策課から提言の具体化に向けて、各館長とは、地域の情報を共有したうえで、利用料金に関してなど実態に応じた今後の在り方について意見を交換し、そのうえで最良のものはなにかということをここでご審議いただくこととしている。

・例えば貸し館となれば、夜間貸し出しも予想され、現状の会計年度任用職員の位置づけではいけないのではないか。立場の位置づけ自体をはっきりしとかないといけないのではないか。
⇒運営自体の在り方についても館長会の中で色々と議論をいただいている。今もあったように、夜間利用があった場合の職員体制や、その館の職員の立場や位置付けについて、内部で検討を進めているところ。また大型館と小型館との連携に係る組織体制についても、今後考えていく必要があると考えている。

・館の運営のあり方について、南丹市は会計年度任用職員であるが、他は正職員が入っているのではないか。人権条例が制定される中で、館を幅広く外に向かって拠点としてやっていこうとすれば、館長の責任がより重くなるのではないか。
⇒ご指摘のとおり隣の亀岡市においては、正規職員が配属をされている。当市では、会計年度任用職員で館長および事務職員という体制が合併以降続いている。提言のとおり、運営を重点化するということになれば、体制も当然ながら強化していかなければならないと考えている。 市役所全体の正規職員の定員管理もあることからここでの回答はできないが、体制づくりについては、現状検討しているところである。

・市民部も含め市役所の各部署と館とのコミュニケーションが出来ておらず、人権政策課を通じてしか連携が取れていないのでは。システム化をどうするのかが課題。館任せとなっている。
⇒各課との連携については、基本的には人権政策課を通じた横につながる連携を取っていきたい。相談というものもあろうかと思うので、横の連携をとりつつ各館と運営を図っていく。

・館が責任をもってやれる体制を作ることが必要と感じる。

・視察に行った丹波市の管理の体制はどうか。
⇒氷上文化センターでは職員３名（正規職員と会計年度任用職員、人権相談員）であり、貝地会館が会計任用職員１名のみとなっている。

・職員の多い少ないは別として、他市ではどこでも市役所と連携できる職員を配置している。館長自らが各部署を回らなければならないのが当市の現状で、その辺りが違う。料金だけの問題ではなく、合わせて考えないといけない。

・６つのこの方向性について進捗を聞かせていただいたが、具現化にはどれぐらいの年数かかるのか。期限を設けないといけないのでは。
⇒この提言を策定いただいた際に、審議会の方でもこれは注視しようということで決定された。それを受け市ではこの提言を市の方向性に変えたうえで、提言の後、４年間で施設整備やシステムの再構築を行うことを目指している。利用料金やシステムも研究しながら、その体制作りや職員の体制作りも含めた大きな課題もあるので、残されている２年間を目途にしながら、さまざまな部署・機関と連携しながら進めていきたい。

・事務局には実態をしっかり踏まえたうえで、全体の体制など考慮せず事柄ばかりが先に走ってしまうと見落とす点が出てくる。それが提言の心だと感じる。その辺りもう一度提言を丁寧に読み返していただき、言葉の裏に地域の方々あるいは今まで努力されてきた方々の思いがどれだけ入っているのかを読み取って次の施策につないでいただきたい。

②「地域改善施設の新たな方向性」の具体化に関して

地域改善施設の多くが建築後、半世紀を近くを迎えている。提言を踏まえ、建築当時の設置趣旨の役割も残しつつ、新たな視点で各地域との調整の中で進めている（資料中「整理」という表現は、施設にかかる「課題整理」という意味）。また、各地域との調整にあたり課題整理を図るだけではなく、その後どのような地域づくりを進めていくのかということを踏まえ、提言の中の再構築というキーワードを地元地域とも共有しながら、地域ビジョンの具体化もベースに置きながら進めている。なお、美山福泉館についても、地元との協議に入ろうとしているところ。他の施設も同様に、これからの２年間で一定完了できるよう進めている。【資料②により事務局が説明】

（質疑応答）

・それぞれどれぐらいで確定するのかという見通しを示さないといけない。ビジョンが示されて改めて該当する地域と連携が出来ると思うが。
⇒それぞれ構築の内容が違うので、これからのスケジュール感は、各自治会の代表者を窓口にしながら、随時説明させていただいている。木崎町プールや城南町プール、それぞれ廃止した後は、「ふれ

あい広場」として設定しているので、その辺のスケジュール感については、令和８年度に目標を置きながら調整している。

・２年間での完了はおそらく無理ではないかと思う。膨大な予算が想像できる。２年にこだわらなくてもよいのでは。
⇒本提言について審議会としても注視するとしている。関係機関と必ず連携をしながらやるように、というのが提言の締めくくりだった。従って事務局としては、一定のスケジュール感をもって関係部署とやりとりしている。当市の財政事情もかなり厳しい状況であるが、当課としても要求は引き続き行っていく。どの施設も経年劣化をしており、譲渡する場合 そのまま渡すことは難しい。当市としても不具合な箇所を一定修繕して地元に譲渡する場合、あるいは継続する場合においても全体的な金額を今後算出していく。

・過疎債についてもなかなか難しいのではないか。であれば補助金について調べる必要があるのでは。本当に市単費ではできないのではないか。
・市の施策を進めていくにあたり、基本的な取り組みについてはこの提言の具体化に置くとの申し合わせがあったので、そのことを関係各課がどれだけ理解をして、具現化に向け動くかどうかで、１年で済むか３年かかるかっていう違いが出てくる。この提言を他部署がどこまで受け止めているのかということが大きなキーになるかなと思う。

⑵各センターにおける令和５年度事業経過について　　【資料③により事務局が説明】】

（質疑応答）
・教室や子どもを対象とした事業は行っているが、人権政策課では広く住民を対象とし隣保館を会場とした研修の場づくりをしているのか。
⇒当課では全市民を対象とした研修会などは定期的に実施しているが、それぞれの文化センターを拠点とした人権研修会のようなものは実施したことはおそらくない。しかしながら、小規模であれば参加できる方を対象とした研修会の実施も必要と考える。次年度などに向けそういった事業も検討したい。

・館を知っていただくにもそのような事業は必要ではないか。館に来てもらうという形のアプローチを人権政策課がする必要があるのでは。呼びかけだけでは難しい。このようなことを一つの方法として市民の意識変革をしていく必要があると思う。

４　その他

〇令和５(2023)年度 南丹市の人権に関する市民意識調査について

（事務局より）
「南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」に基づき、今後社会情勢の変化及び市民の方々の考えにあった人権施策を進めていく「（仮称）南丹市人権施策基本方針」の基礎資料とするために、人権に関する市民意識調査を実施する。なお、平成２５年度実施の同調査の結果と比較したうえで検証することとしている。今回は調査票作成にあたり本審議会委員あて調査票（案）を事前に送付し意見照会を行った。

（質疑応答）
・調査対象者は１，５００名の市民で十分か。
⇒１万人でも５千人でも１，５００人程度が意見を集約できる人数。前回調査も同数であることから、同条件で実施する。
・調査票の回収率を上げてもらうようしていただきたい。
⇒調査票（案）にはないがＱＲコードによりオンラインでも回答できるようにして回収率を向上させたい。

・ランダムに選出するとどの年代になるかわからないでのは。対象者の年代が偏ってしまうのでは。
⇒年代に偏りがないようにしたい。高齢の方や若い方ばかりに偏ってしまうと、現実より偏った調査結果となってしまう。ランダムとはいえ、その辺りは工夫をしたい。

・これまでの委員の意見をまとめると、世代間比較が分析の中でできるのかということ。分析の段階に出てこないと、課題は何かが結果として見えてこない。
⇒できる限り均等に年代を分ける。世代ごとの違いは判るので調整はしていく。

・認知症に対する向き合い方は、人権問題か生活の問題か。
⇒両方あるとは思う。

・差別の問題は高齢者や障害者子ども外国人などパターンが限られているが、それだけでアンケートをしてよいのか。
⇒人権問題でもたくさん存在する。全てを取り上げようとすると、相当な設問数になる。他の市町村の同様の調査を見ると、おおよそ３０問程度が上限。結果、女性や子ども、高齢者、外国人に関する問題などとなる。また近年ではインターネット上の問題やＬＧＢＴＱとか、新たな問題もある。それらを取り込もうとすると、設問数を増やすことは限界があることから、どうしてもこういった構成になってしまう。

・認知症についても高齢者問題に関連した設問を含めることは可能ではないか。
⇒他の設問との整合を含めつつ再検討する必要があるかと考える。

・認知症に関連して新たな法律が制定されたということもあり、新しい状況が生まれている。そういった流れもあり、取組については今後の課題かと考えている。このような課題について、どのように皆さんがお考えかと思いもあり聞きたかった。

・調査よりもそれを受けて市がどう取り組むかというのが重要である。多くの市民に判るよう目に見える取組をしないと市民に見えない。アンケートしても１５００人だけである。市職員にも理解をさせる必要があるのでは。このような啓発活動を重大な人権の柱としないといけない。せっかく提言しても何も出来ていないのではいけないと感じる。

・アンケート問１９の設問５や問１４の７について、当事者からの働きかけについては、現実は努力されてきていると感じているが、選択肢を設定した意図を伺いたい。敢えてこの設問を設けるのはどうかと感じる。
⇒１，５００人の方が同和問題を解決するにはどうすればいいのか、というのを確認したいとの思いで選択肢に入れた。

・この選択肢については、問題解決にはみんなで取組まなければならないというのに、一方で、いまだに地域の人が解決すべき問題という意識があるのではないかというのを問うているもの。それが前回の調査結果と比較した際に、現状どう意識が変わったのかを見ていく必要があると思う。研修していれば色々と分かってくるところがあるし、知識も深まるが、そういう機会がない人がもおられる。そういった方は、自分ごとじゃなしに、私には関係ないですよという意識があるかもしれない。人権学習を始めた当初には、そういう意識も結構多かったが、だんだん変わってはきているが、やはりまだまだそういう意識も残ってるんじゃないかっていうところを問うているのがこの設問の趣旨であると思う。

・問１９の設問６では「同和地区の人たちとの交流を活発にし、理解を深める」というのはなにか特別な地域の人などのようなイメージが湧いてしまう。
⇒そのような意図で設けているわけではないが、表現の仕方を含めて一定の整理をしたい。

・以前にも指摘をしたが当事者が努力をしないとダメですよ、との表現が問１９の選択肢５。それ以外の設問にはそういう選択肢はないので、整合を図られたらどうか。
⇒設問１９の選択肢６と同様に表現の仕方も含めて、一定整理をさせていただきたい。

・ここまで意見が出ているが、その回答はどのようにして行われるのか。
⇒本審議会や人推協の委員からの意見を勘案した案を作成し、今後開催する予定の人権尊重のまちづくり審議会においてご検討いただく。その結果を受け調査票を作らせてもらうこととなる。各委員には調査票の送付をもって回答にかえさせていただきたい。

・今回出た意見の結果については、少なくとも会長には報告していただきたい。

５　閉　会［前田副会長］

今回で令和３年度の審議会においての提言における方向性は、かなり絞られてきた。
今回の報告・協議でさまざまな新たな課題が出てきたなかで、今後これを２年間、令和７年度末には一定完了したいとの思いで事務局は進められているが、それだけで進められるものではない。
行政側には大型館やさまざまなところにも足を運び、地域の実態を見ていただきたい。予算など絶対的に関係してくるが、これら聞き取りや調査をしたものをまとめて具現化に結び付けていただきたい。